

東京都木材産業等高度化推進資金制度融資要綱

昭和 59 年 7 月 19 日付 59 労経農林第 406 号
(最終改正) 令和 6 年 10 月 11 日付 2 産労農調第 700 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、都内の生産及び流通を担う事業者に対し、その者の行う事業の合理化を推進するのに必要な資金並びに林業者が行う林業経営の改善の推進に必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第 2 条 東京都は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に資金を貸し付けるものとする。
2 前項の規定による貸付は、知事と指定金融機関との間に締結する資金供給契約により行うものとする。

(資金の種類)

第 3 条 この要綱に基づき、指定金融機関が融資を行う資金は、素材生産等促進資金、及び林業経営高度化推進資金とする。

(融 資)

第 4 条 指定金融機関は、第 2 条の規定により貸付を受けた資金の額の 4 倍又は 3 倍に相当する額の資金を融資する。

(融資対象者)

第 5 条 前条の規定により指定金融機関から融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 都内に住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を有する森林組合、森林所有者、若しくは木材市場開設者又はこれらの組織する団体
- (2) 素材生産等促進資金においては、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和 45 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する合理化計画のうち林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第 3 に定める事業経営改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者であること。また林業経営高度化推進資金においては、法第 3 条第 1 項に規定する林業経営改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた

ものであること。

(資金の融資内容等)

第6条 第3条の規定による資金の融資内容及び融資条件は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

(1) 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人協同事業体若しくは単独事業体（数人協同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人協同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期の運転資金であつて、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費

(イ) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

(ウ) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

(エ) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は素材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

なお(エ)の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、(ア)から(ウ)までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

(2) 林業経営改善高度化推進資金

(ア) 林業を営むものが行う造林に必要な短期の運転資金であつて、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は都道府県知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期の運転資金であつて、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。

2 融資限度額、融資内容ごとの融資利率、償還期限および据置期間は別表に定めるとおりとする。

3 本資金の貸付の方法は証書貸付又は手形貸付とし、融資の方法、返済の方法、担保及び保証人は、指定金融機関の定めるところによるものとする。

(農林漁業信用基金による保証)

第7条 原則として、指定金融機関は農林漁業信用基金法(昭和62年法律第79号)に規定する農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)による債務保証制度の活用を図ることにより、資金の融資を円滑かつ機動的に行うものとする。

(林業経営改善計画及び事業経営改善計画の認定等の通知)

第8条 知事は、林業経営改善計画もしくは事業経営改善計画の認定、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令205号)第1条第2項の規定による林業経営改善計画の変更の認定及び同条第3項の規定による事業経営改善計画の認定の取消し若しくは同法第4条第2項の規定による事業経営改善計画の変更の認定及び同条第3項の規定による事業経営改善計画の認定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を速やかに指定金融機関に通知する。

(融資の申込手続)

第9条 借入申込みの手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 素材生産等促進資金もしくは林業経営改善高度化推進資金の融資を受けようとする者(以下「借受申込者」という。)は、指定金融機関に対し当該指定金融機関の所定の申込書に、認定を受けた林業経営改善計画書もしくは事業経営改善計画書の写しを、また素材生産等促進資金にあつては当該資金が法第4条第3項第2号の措置に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。
- (2) 借受申込者で信用基金の保証を受けようとするものは、前号の申込みの際に信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第10条 指定金融機関は、この要綱に基づく融資については、いかなる名義によっても歩積又は両建を行ってはならないものとする。

- 2 指定金融機関は、融資状況について東京都木材産業等高度化推進資金融資状況報告書(別記様式第1号)により、年度の半期ごとに知事に報告するものとする。
- 3 指定金融機関は、この要綱に基づく融資を行うごとに借受者から東京都木材産業等高度化推進資金借入確認書(別記様式第2号)を徴し、翌月10日までに知事へ送付するものとする。
- 4 指定金融機関は、借受者について第8条により知事から林業経営改善計画もしくは事業経営改善計画の認定の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る融資を停止するものとする。
- 5 指定金融機関は、第8条の規定により知事から林業経営改善計画もしくは事業経営改善計画の認定の取消しを受けた場合において、当該取消しの理由とされた事項が著しくこの制度の趣旨に反するものであるときは、当該約定書の定めるところに従い、当該取消しに係る資金の全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(調 査)

第11条 知事は、木材産業等高度化推進資金融資制度の適正な運営を図るため、職員をして、指定金融機関及び借受者に対して調査させることができる。

附 則

この要綱は、昭和59年7月19日から施行する。

附 則 (昭和61年3月26日60労経農林第1752号一部改正)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月25日61労経農林第143号一部改正)

この要綱は、昭和61年4月25日から施行する。

附 則 (昭和62年3月26日61労経農林第1441号一部改正)

この要綱は、昭和62年3月26日から施行し、昭和62年1月12日から適用する。

附 則 (昭和62年6月29日62労経農林第390号一部改正)

この要綱は、昭和62年6月29日から施行し、昭和62年6月5日から適用する。

附 則 (平成元年7月27日元労経農林第688号一部改正)

この要綱は、平成元年7月27日から施行し、平成元年7月20日から適用する。

附 則 (平成2年3月7日元労経農林 第1806号一部改正)

この要綱は、平成2年3月7日から施行し、平成2年2月20日から適用する。

附 則 (平成2年5月17日2労経農林第210号一部改正)

この要綱は、平成2年5月17日から施行し、平成2年5月14日から適用する。

附 則 (平成2年11月30日2労経農林第1791号一部改正)

この要綱は、平成2年11月30日から施行し、平成2年11月20日から適用する。

附 則 (平成4年1月14日3労経農林第1424号一部改正)

この要綱は、平成4年1月14日から施行し、平成3年12月27日から適用する。

附 則 (平成4年6月30日4労経農林第469号一部改正)

この要綱は、平成4年6月30日から施行し、平成4年6月15日から適用する。

附 則 (平成5年4月14日5労経農林第13号一部改正)

この要綱は、平成5年4月14日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年1月7日5労経農林第1389号一部改正)

この要綱は、平成6年1月7日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年7月25日7労経農林第682号一部改正)

この要綱は、平成7年7月25日から施行する。

附 則 (平成8年2月7日7労経農林第1490号一部改正)

この要綱は、平成8年1月31日から施行する。

附 則 (平成9年4月9日8労経農林第1927号一部改正)

この要綱は、平成9年4月9日から施行する。

附 則 (平成11年 3月26日10労経農林第1718号一部改正)

この要綱は、平成11年3月26日から施行する。

附 則 (平成11年6月23日11労経農林第 350号一部改正)

この要綱は、平成11年6月23日から施行する。

附 則 (平成12年11月9日12 労経農林第1008号一部改正)
この要綱は、平成12年11月9日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日13 産労農林第1710号一部改正)
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月13日15 産労農林第1628号一部改正)
この要綱は、平成16年1月13日から施行する。

附 則 (平成18年9月12日18 産労農調第646号一部改正)
この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則 (平成20年8月8日20 産労農調第420号一部改正)
この要綱は、平成20年8月8日から施行する。

附 則 (平成20年1月9日20 産労農調第952号一部改正)
この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日20 産労農調第1145号一部改正)
この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日23 産労農調第743号一部改正)
この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

附 則 (平成31年1月15日30 産労農調第1178号一部改正)
この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

附 則 (令和2年7月8日2 産労農調第406号一部改正)
この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

附 則 (令和3年3月11日2 産労農調第1091号一部改正)
この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

附 則 (令和6年10月11日6 産労農調第700号一部改正)
この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

別表（第6条第2項関係）

資金名		貸付利率 (年%)	償還期限 (年以内)	貸付限度額
事業経営改善計画に 基づく資金	事業経営改善 合理化資金	1.55	1	1億円
林業経営改善計画に 基づく資金	林業経営 改善資金	1.65	1	5千万円

別記様式第1号（第10条関係）

東京都木材産業等高度化推進資金融資状況報告書

（ 年度 半期分）

年 月 日

東京都知事 殿

金融機関名

代表者氏名

（単位：千円）

資金名	前期末融資残 (A)		当期融資 (B)		当期償還 (C)		当期末融資残 (D)=(A+B+C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

（注）資金名には、「素材生産等促進資金」又は「林業経営高度化推進資金」を記入

別記様式第2号（第10条関係）

東京都木材産業等高度化推進資金借入確認書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
〔借入者〕名 称
代表者名

本日、東京都木材産業等高度化推進資金を から下記のと
おり借入れましたので報告します。

記

- | | | | | | | | | |
|---|-------|---|---|---|----|---|---|--------------------|
| 1 | 資金の種類 | | | | | | | 資金 |
| 2 | 借入金額 | 金 | | | | | | 円 |
| 3 | 借入期間 | | 年 | 月 | 日～ | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 償還方法 | | | | | | | |
| 5 | 借入利率 | | 年 | | | | | |
| 6 | 債務保証 | 有 | 無 | | | | | 農林漁業信用基金
その他（ ） |